

海外経済要録

国際機関

◇英ポンドの変動相場移行に関するIMFの声明

IMFは6月30日、英ポンドの変動相場移行に関し次の発表を行なった。

「英国政府はIMFに対し、当分の間(for the time being)英ポンドの市場相場が、米ドルとの関係においても、EEC諸国通貨との関係においても、公表された為替変動幅の範囲内に必ずしも収まらないであろう、と通告(notify)した。同政府はまた、事情の許すかぎりすみやかに正規のIMF変動幅の維持に復帰し、EEC通貨取決めに参加する意向である旨表明(express)した。

IMFは、英国政府が上記の措置を採るに至った事情に留意(note)する。IMFは、英国当局がIMF協定に基づいてIMFと協力し、事情が許すかぎりすみやかにIMFの決議に基づく為替変動幅の遵守を再開する意向であることを歓迎する。IMFおよびとくに専務理事は、為替変動幅遵守の再開に関し英国当局と緊密な協議を保ち、この協議に関しては専務理事側が適切なイニシアチブをとる意向である。」

◇ルクセンブルク会議の合意に関するIMFの声明

IMFは6月28日、ルクセンブルクにおけるEEC閣僚理事会の合意に関し、次の発表を行なった。

「IMF専務理事は本日、1971年末の多角的通貨調整が国際決済の均衡回復に関し重要な貢献をなすものであるとの見解は、その後も変わっていない旨言明した。したがって専務理事は、EEC加盟国を含む多くの主要工業諸国が、英国当局による英ポンドの一時的変動相場移行決定の後、為替相場体系を堅持する旨の決定を行なったことを歓迎している。専務理事は、IMFが全加盟国に対し、秩序ある手続により調整可能な安定した現実的為替相場体系を維持する政策を採るよう要請していること、また、この目的のためにIMFが加盟国と緊密に協力する意向であることを強調した。この協力の重要な部分は、国際通貨制度改革を早急に進めるという点にある。最近発表された国際通貨制度改革に関するIMF総務の委員会設立の提案は、こうした協力の重要な一部をなすものである。」

米州諸国

◇米国、価格規制対象品目を拡大

ニクソン大統領は6月29日、いわゆる「第2段階」のインフレ抑制措置に基づく価格規制対象品目(46年12月号「要録」参照)に、同月30日以降、原則として未加工農産物(注)、生鮮海産物を新たに含める旨発表した。この結果、これらの品目は、生産者の手を離れたあとは(after the first sale by the producer)、卸・小売の各段階において物価委員会による価格規制に服することとなった。

(注) 今回の措置による新対象品目は、生鮮野菜、生鮮ないし自然乾燥果実、卵、はちみつ等未加工農産物全般にわたるが、重要な例外として、穀物、大豆、生きた家畜が従来どおり規制対象から除かれている。

◇米国、支払準備制度を一部改正

米国連邦準備制度理事会は6月21日、準備率の地域区分の事実上の廃止および隔地銀行に認められている資金決済上の優遇の廃止を内容とする支払準備制度の改正を決定し、9月21日以降実施する旨発表した。同理事会はその趣旨につき、「加盟銀行準備率の体系の公平化と小切手決済制度の近代化を図るため」と説明している。本改正の概要は次のとおり。

(1) 準備率の地域区分の廃止等(レギュレーションDの改正)

純要求払預金(以下「預金」という)に対する現行準備率は、銀行の所在地のいかん(準備市(注)または非準備市)により異なる一方、銀行の規模のいかん(預金残高の多寡)による区別はなきに等しいため、同規模の銀行でも所在地により準備率を異にしているが、今後は所在地のいかんにかかわらず同規模の銀行には同一の準備率を適用し(地域区分の廃止(注))、あわせて銀行の規模により異なる準備率を適用する(預金残高区分の細分化——小規模銀行になるほど低準備率が適用されるようにする)よう改める(別表参照)。なお、定期性預金に対する準備率については、従来から所在地による区別はない。

(注) 改正レギュレーションD中には、「準備市」ないし「非準備市」所在銀行という文言が依然残されているが、ここにいわず「準備市」とは、連銀のofficeが所在する市のほか、預金4億ドル超の銀行の本店が所在する市町村等も含まれる(定義の改正)。一方、「準備市」所在銀行であっても預金4億ドル以下のものに対しては、「非準備市」所在銀行に対する準備率を適用することとされている。したがって、準備率の適用に関しては、預金4億ドル超の銀行は所在地のいかんにかかわらずすべて「準備市」所在銀行となり、それ以外の銀行は同じくすべて「非準備市」所在銀行とみなされることになって、結局預金規模による区分だけになる。今次改正が地域区分の「事実上」の廃止措置といわれるのはこのゆえである。

なお、形式的にせよ「準備市」および「非準備市」所在銀行の文言が残されているのは、レギュレーションDの根拠法規である連邦準備法第19条が、準備市所在銀行と非準備市所在銀行の別に準備率の最高および最低を定めていることによるものとみられる。

(2) 隔地銀行の資金決済上の優遇廃止(レギュレーションJの改正)

現行の小切手決済制度では、連銀の本支店等所在地にある銀行の場合には支払呈示日に資金が引き落とされるのに対し、それ以外の銀行(隔地銀行)の場合には通信不備時代のなごりから呈示日の翌日以降に引き落とされることになっている(当該金額がいわゆる連邦準備フロート——無利子の連銀信用)が、今後は所在地のいかんにかかわらず全銀行(連邦準備制度非加盟銀行を含む)につき呈示日引落として改める。これにより隔地銀行に集中していたフロートを大幅に縮減し、小切手決済制度の迅速化に対応した資金決済の公平化を図ることとする。

(3) 上記(1)および(2)の改正に伴い準備預金積増しの必要が生じた銀行に対しては、経過措置として、下記により要積増し額の一部につき、積み不足に対するペナルティを免除する扱いとする。

イ、72年末までは、要積増し額のうち純要求払預金残高の2%相当額をこえる部分につきペナルティを免除する。

ロ、73年初以降は、要積増し額から差し引く金額を各四半期ごとに純要求払預金残高の1%相当額ずつ増加させることにより、ペナルティ免除分を縮小していき、免除分がゼロになるまで続ける。ただし、ペナルティ免除の扱いは74年6月末をもって打ち切りとする。

(4) なお、連邦準備制度では、上記改正により加盟銀行全体として軽減される準備預金額は約15億ドル(上記(1)の準備率変更および(3)のペナルティ免除による軽減

額約35億ドルに対し、(2)に伴うフロート縮減額は約20億ドル)に上るとみている。

◇米国、国庫債務臨時限度額の期限を延長

ニクソン大統領は7月1日、6月末に期限切れとなった国庫債務臨時限度額(500億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を同額のまま10月末まで延長する法律に署名した。

政府は当初、73年2月末までの国庫債務増をまかなうため臨時限度額を500億ドルから650億ドルへ150億ドル引き上げ、債務限度総額を4,650億ドルとするよう要請していたが、議会審議の過程で、上記のように臨時限度額が従来どおり据え置かれたものである。なお、政府筋の見通しによれば、税収の予想外の好調から現在限度額にかなりの余裕があるので、10月末までであれば上記限度額で実務上の支障はまずあるまいとされている。

欧州諸国

◇EEC、経済政策指針を決定

EEC閣僚理事会(蔵相)は6月26日、ルクセンブルクでの会議において、ポンド投機をめぐる通貨問題の討議に先立ち、かねて予定されていた経済政策指針について検討し(本年第2回目)、概略次のような決定を行なった。

(1) 本年年末までに各国が採るべき経済政策

イ、イタリアを除く5か国は、経済活動がさきの見通しを上回る活況を呈しており73年にはさらにこれを加速化するとみられる情勢にかんがみ、現状以上の景気刺激を差し控え、インフレ傾向の抑制に重点をおくものとする。

ロ、イタリアは、設備稼働率が低下している現状にかんがみ、引き続き景気刺激策を採りうるものとする

が、付加価値税の導入に伴う不当な物価上昇は避けなければならない。今秋予定されている賃金改訂においては、賃金の引上げを段階的に行なうよう努める。

(2) 73年の各国予算の基本的性格
現状において物価安定のため主要な役割を果たすのは財政政策であるとの認識に立つて、予算による需要刺激は避けるものとし、とくに支出水準には格別

現行準備率			新準備率(注1)	
純要求払預金残高	準備市銀行	地方銀行	純要求払預金残高	
	%	%		%
最初の5百万ドル以下分	17	12.5	最初の2百万ドル以下分	8
			2百万ドル超10百万ドル以下分	10
			10百万ドル超1億ドル以下分	12
5百万ドル超分	17.5	13	1億ドル超4億ドル以下分	13(注2)
			4億ドル超分	17.5

(注1) 新準備率は9月21~27日週創立分(基礎となる預金は9月7~13日週の平残)から適用。

(注2) 現在準備市所在銀行のうち預金4億ドル以下のものは、「準備市」の定義改正(本文(注)参照)に伴い、9月21日以降準備率適用に関して非準備市所在銀行の扱いを受けることとなるが、これら銀行の預金1億ドル超4億ドル以下分の準備率については、9月21~27日週に限りこれを16.5%とし、翌9月28日~10月4日週以降本表どおり13%とする。

の配慮を払うものとする(ただし、イタリアを除く)。国別には次のとおり。

- イ. フランスは、政府以外の公共機関予算の赤字を相殺するため、政府予算を黒字にする。
- ロ. ベルギーは、政府等の行政支出を削減する。
- ハ. ルクセンブルクは、財政の運営にあたり国内総需要の抑制に留意する。
- ニ. オランダは、各種行政機関の支出をとくに厳重に圧縮する。
- ホ. 西ドイツは、地方公共団体予算の赤字を物価安定と両立しうる水準にまで引き下げる。
- ヘ. イタリアは、生産能力と潜在資源をいっそう活用するため、政府予算の赤字幅を増大させることができる。

◇ EEC閣僚理事会、今次通貨危機対処策に関する合意書を発表

EEC閣僚理事会(蔵相)は6月26日、ルクセンブルクにおいてポンドの変動相場移行および英国の域内為替変動幅縮小計画からの離脱に伴う共同対処策を討議したが、27日未明合意に達し、次のような合意書(Le texte de l'accord)を発表した。

「共同体通貨間変動幅を2.25%に縮小する協定は有効に維持される。

ポンドを変動させるという英国の決定によって外国為替市場に生じた特別の事態に対処するため、中央銀行総裁会議は、1972年3月21日付け決議の第3条第2項に基づき(注)、イタリア銀行に対し、2.25%の共同体通貨間変動幅を遵守するためドルにより介入することを認める。

中央銀行総裁会議は、おそくとも1972年9月30日までの期間上記介入を続行することを可能にする方式、限度および条件を、1972年7月15日までに決定する。

(注) 4月号「要録」の「EEC、経済通貨同盟の実施に関する決議を採決」中(3)ロ、参照。

◇ 英国、公定歩合を引上げ

英蘭銀行は6月22日、公定歩合の1%引上げ(5.0→6.0%)を決定、即日実施した。これは、5月以降反騰に転じていた短期市場金利の動きに追随したものであるが、同時に、ポンド投機の激化に直面してポンドの信認回復を強く意識したものとみられている。

公定歩合引上げにあたり英蘭銀行が行なった説明は次のとおり。

「本日の公定歩合1%引上げは、最近における国内短期諸金利の上昇に追随するものであり、現状において金

利間の関係をより整然たらしめることに寄与しよう」。

◇ 英蘭銀行、国債短期買入れ特別措置を実施

1. 英蘭銀行は6月28日、国債短期買入れ特別措置を発表した。内容以下のとおり。

- (1) 英蘭銀行は、残存期間1年超5年以下の交換所加盟銀行保有国債を一時市中相場で購入し、2週間後に売り戻す。
- (2) 売戻し価格は、英蘭銀行保有期間中の利回りが年率6.5%となるように定める。
- (3) 買入れ額は、英蘭銀行と各交換所加盟銀行との個別協議により決定し、買入れ・売戻しは相対取引により行なう(割引業者を通さない)。

2. 本措置は、ポンド売り投機による国内金融市場の異常なひっ迫により市中銀行のポジションが大幅に悪化し、これを放置すれば、市中銀行が12.5%の最低準備資産比率(reserve asset ratio)を維持することができなくなるか、またはその維持を図るため市中銀行が準備資産に算入されない手持ち資産(残存期間1年超の国債等)を売り急ぐことにより国債市場値くずれが生ずるという事態が避けがたいと判断されたため採られたものである。英蘭銀行では本措置を、ポンド売り投機に伴う金融ひっ迫という異常事態に対処した例外措置であり、新金融調節方式下での長期国債買いささえ操作停止の基本原則(46年6月号「要録」参照)を変更したものではないと説明している。

◇ 英国、ポンドの変動相場移行を決定

英国政府は6月23日早朝、ポンド投機激化に対処するため、次の諸措置を発表した。

- (1) 暫定措置として、ポンドは変動相場を採る。すなわち、当分の間ポンドの市場相場は、対ドル、対EEC諸国通貨のいずれについても、必ずしも公表された変動幅の範囲内に収まるとは限らない。ただし、政府は、事情が許すかぎり可及的すみやかに、IMF平価を中心とする正規の為替変動幅の維持およびEEC域内為替変動幅縮小取決めへの参加に復帰する意向である。
- (2) 上記変動相場移行の決定に伴い、今後、海外スターリング地域(ただしアイルランド共和国を除く)居住者と英国居住者との間の資本取引に対して為替管理を適用する(従来非スターリング地域居住者とスターリング地域居住者との間の取引に適用されていた為替管理を、海外スターリング地域居住者と英国居住者との間の資本取引についても拡大する措置)。本措置は、海

外スターリング地域諸国通貨の市場相場が多くの場合もはや必ずしもポンドにリンクされていない現状では、これら地域への新たな投機的資金の流出が発生するおそれがあるためその予防策として採るものである。

- (3) これら新措置への移行を円滑に行なうため、ロンドン外国為替市場を、6月23日(金)、26日(月)の両日閉鎖する。

◇英国、為替管理を強化

英蘭銀行は6月26日、ポンドの変動相場移行に伴う為替管理の改正に関する通達を発売した。その概要次のとおり。

(1) 指定地域の縮小

今後、1947年為替管理法(Exchange Control Act)上の「指定地域(scheduled territories)」(注1)を、英国(United Kingdom、ただしマン島および海峡諸島を含む、以下同じ)およびアイルランド共和国に限定する。この結果、従来指定地域に含まれていた諸外国のうちアイルランド共和国以外の諸国(注2)(以下旧指定地域という)に居住する者および所在企業(以下居住者という)は、今後為替管理法令上、従来から指定地域の外にあった諸国の居住者と同じく「非居住者(non-resident)」の扱いを受け、旧指定地域諸国通貨および旧指定地域諸国通貨表示証券は、それぞれ外貨(foreign currency)および外貨証券(foreign currency security)として扱われることとなる。したがって、英国およびアイルランド共和国の居住者と旧指定地域諸国の居住者との間の取引に関しては、従来英国およびアイルランド共和国の居住者と指定地域外諸国の居住者との間の取引に関し適用されてきたのと同じ為替管理が適用されることとなる。ただし、経過措置および後記(2)の特例の適用を受ける場合はこの限りでない。

(注1) 英国の為替管理体系では、世界を指定地域とそれ以外の地域とに2分し(ただし、後者のうち、ローデシアは政治的理由から特別扱い)、前者の地域の居住者に対しては、これまで為替管理法令上英国内居住者と同等に扱い、わずかの例外(海外スターリング地域先進4ヶ国<豪州、アイルランド、ニュージーランドおよび南ア共和国>に対する民間投資の自主規制措置等)を除き、いっさい為替管理を適用していなかった。

(注2) 従来、指定地域に含まれ、このたび同地域から除外された諸国は以下のとおり。

豪州、バハマ、バーレン、バングラデシュ、バルバドス、バミューダ、ボツワナ、ブリティッシュ・ホンジュラス、英領インド洋諸島、ソロモン群島保護領、ブリティッシュ・バーミン諸島、ブルネイ、ケイマン諸島、キプロス、フォークランド諸島、フィジー、ガンビア、ガーナ、ジブラルタル、ギルバート諸島、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リーワード諸島、レソト、マラウイ、マレー

シア、モルディブ諸島、マルタ、モーリシャス、ナウル、ニュージーランド、ナイジェリア、オマン、パキスタン、ピトケアン諸島、カタール、セント・ヘレナ、セイシェルズ、シエラ・レオネ、シンガポール、南ア共和国、南西アフリカ、スリランカ(旧セイロン)、スワジランド、タンザニア、トンガ、トリニダード・トバゴ、ターク・カイコス諸島、ウガンダ、連合アラブ酋長国、西サモア、ウィンドワード諸島、イエメンおよびザンビア。

(2) 旧指定地域に対する特例(主要なもの)

- イ. 英国居住者による旧指定地域に対する直接投資にあたっては、今後、英蘭銀行認可を要する扱いとされるが、認可を得たものについては、通常所要外貨の全額を公定為替市場で購入することができる(英国居住者による一般の非指定地域<拡大EEC諸国を含む>に対する直接投資の場合には、公定為替市場を通ずる外貨調達に制限がある。46年4月号および本年4月号「要録」参照)。
- ロ. 英国居住者は、旧指定地域通貨表示証券を売却する場合、代り金である外貨の全額を投資通貨市場(investment currency market)を通じてポンドに換えることができる(英国居住者が一般の非指定地域通貨表示証券を売却する場合には、原則として代り金である外貨の少なくとも25%は公定為替市場で売却することを要する)。
- ハ. 旧指定地域所在企業の在英子会社が英国内で直接投資を行なう場合、原則として英国内において資金調達を行なうことができる(一般の非指定地域所在企業の在英子会社が英国内で直接投資を行なう場合には、原則として英国内において資金調達を行なうことを制限されている。ただし、拡大EEC諸国所在企業の在英子会社については、旧指定地域所在企業の在英子会社同様、英国内において資金調達を行なうことができる。4月号「要録」参照)。
- ニ. 英蘭銀行が旧指定地域居住者に対し、貿易(貿易付帯の運賃、保険を含む)にかかる信用について許可等の決定を行なう場合は、旧指定地域が依然指定地域であるとみなして運用するものとする。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引上げ

ロンドン手形交換所加盟銀行(National Westminster, Barclays, Midland, Lloyds, Williams & Glyn'sおよびCouttsの6行)は6月29日、基準金利を1%引き上げ6.0%とし、翌30日から実施する旨発表した。これに伴い、これら銀行の通知預金金利(7日もの)は基準金利を2%下回る4.0%(ただしMidlandは7月12日以降実施)、一流民間企業向け貸出金利(当座貸越)は基準金利

を1%上回る7.0%となった。

本措置は、最近における市中長短金利の上昇に追随したものとされている。

◇西ドイツ、外資流入抑制措置等を実施

1. 西ドイツ政府は6月29日、英ポンドの変動相場移行に際し閉鎖した外国為替市場の再開(28日)にあたり、外資流入を抑制するため次の措置を決定した。

- (1) 現金預託制度(本年3月1日実施)を強化するため、以下のとおり対外経済法施行令の改正を行なう。
 - イ. 対象債務控除額を2百万マルクから50万マルクに引き下げる。
 - ロ. 債権の非居住者に対する有償譲渡について報告義務を課する。
 - ハ. 無記名および指図式債券(注1)の非居住者への売却を現金預託制度の対象に含めることとし、これに要する「対外経済法」の改正等の法的手続が整うまでの間、かかる売却には政府の認可(注2)を要することとする。

(注1) 新発債、既発債を問わないが、非居住者の発行にかかる債券は含まれない。なお、株式も含まれない。

(注2) 実際には、ブンデスバンクが認可を与えるが、クラウゼン・ブンデスバンク総裁は、「まったく認可を与えない方針でいくかどうかは情勢のいかんによる」と述べている。

- (2) ブンデスバンクが現金預託制度の預託率を50%(法定最高限度、現行40%)に引き上げることが了承する。
 - (3) ブンデスバンクが金融機関の対外ポジションに影響を与えるよう、その政策手段を十分に活用するよう要請する。
2. 上記閣議決定に則し、ブンデスバンクは同日29日、中央銀行理事会において次の措置を決定した。
- (1) 国内債務に対する最低準備率を7月1日以降、一律20%引き上げる(5月31日決定<7月1日以降実施>の引上げ率8%を20%に変更)。
 - (2) 対外債務の残高に対する最低準備率を7月1日以降、すべての金融機関に対し一律に、要求払債務40%(従来は金融機関の規模等に応じて31.7~17.1%)、定期性債務35%(同22~14.6%)、貯蓄預金30%(同16.2~13.5%)とする。
 - (3) 対外債務の増加額に対する追加準備率を、7月1日以降60%(従来40%)に引き上げる。
 - (4) 金融機関に対する再割引枠を8月1日以降さらに10%削減する(5月31日決定<7月1日以降実施>の約10%削減に追加)。
 - (5) 現金預託制度の預託率を7月1日以降50%(現行40%)に引き上げる(注)。

(注) ブンデスバンクは、経済・蔵相と協議のうえ、政府の授権に基づき、政令により預託率を定める権限を有する(「対外経済法施行令」第69条a)。ただし、その預託率は50%を最高限度とする(「対外経済法」第6条a)。

上記決定に関するブンデスバンクの説明次のとおり。「今回の措置は、最近国際通貨情勢をめぐる投機を通じて西ドイツに流入した流動性を吸収し、本日政府が決定した外資流入抑制強化策を補完するためのものである。これにより金融機関の流動性は約80億マルク減少し、6月初来海外から流入した資金(約85億マルク)はおおむね不胎化されることとなる。これらの措置を通じ、国内金融市場における金融政策運営の基盤が確保されることとなるだろう。」

3. 上記一連の外資流入抑制措置の実効を期するため、ブンデスバンクは7月上旬、国内金融機関および外銀支店に対し書簡を送り、その協力を求める moral suasion を行なった。その要旨は下記のとおり。

- (1) ブンデスバンクは、西ドイツへ短資流入をもたらす取引で、現在最低準備率または現金預託義務の対象に含まれていないもの、とくに以下の4取引を金融機関が今後差し控えるよう要望する。

イ. 居住者に対する債権(記名債券または債務証券が発行されているものを含む)の非居住者への売却。

ロ. 手持ち外債の非居住者への売却。

ハ. 西ドイツの公社債投信または不動産投信の受益証券の非居住者への売却。

ニ. 居住者の現金預託制度適用対象金額(50万マルク)以下の対外借入れの仲介または当該借入れに対する保証。

- (2) ブンデスバンクはさらに、金融機関が顧客に対し預託義務の回避を容易ならしめたり、短資流入をもたらすような取引をすすめることを全面的にやめるよう要望する。

(3) 金融機関が上記要望に従った場合のみ、短資流入防止措置の一段の強化が避けられよう。かりに説得に従わず、最低準備または預託義務のかからない形で外資を取り入れるものがある場合には、これら金融機関に対するブンデスバンクの信用供与を再検討することがありうる。

4. 上記一連の措置にもかかわらず、西ドイツへの外資の流入はE E Cの対ドル共同フロートへの思惑などから7月にはいってもあとを絶たず、その結果国内流動性が異常に増大した事情にかんがみ、ブンデスバンクは7月13日、中央銀行理事会において、国内債務に対する最低準備率を8月1日以降さらに一律10%引き上げることが決定した(この結果、8月1日以降の準備率は別表のと

西ドイツの最低準備率 (1972. 8. 1. 以降)

(新適用レートは日本銀行算定、単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1)対象債務 10億マルク以上	17.00 (15.45) [40<31.7>]	13.10 (11.90) [40<24.4>]	11.75 (10.70) [35<22.0>]	8.65 (7.85) [30<16.2>]	7.20 (6.55) [30<13.5>]
(2)同1億マルク以上、 10億マルク未満	15.65 (14.25) [40<29.3>]	11.75 (10.70) [40<22.0>]	10.45 (9.50) [35<19.5>]		
(3)同1千万マルク以上、 1億マルク未満	14.35 (13.05) [40<26.8>]	10.45 (9.50) [40<19.5>]	9.15 (8.30) [35<17.1>]		
(4)同1千万マルク未満	13.10 (11.90) [40<24.4>]	9.10 (8.30) [40<17.1>]	7.80 (7.10) [35<14.6>]		

- (注) 1. カッコ内は対居住者債務適用旧レート(72.7.1~7.31)。ただし、[]内は対非居住者債務適用レート(72.7.1~)。[]内は72.6.30までの適用レート。
 2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模による。
 3. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
 I……ブンデスバンクの支店、出張所所在の金融機関
 II……その他の地域の金融機関
 4. 対非居住者債務に対しては、71年10月23日、31日、11月7日、15日の平残をこえる部分に対し、72年7月1日以降60%(従来40%)の追加準備が課される。
 5. 所要準備額の算定は、毎日平残か4基準日平残かいずれか有利な方式が可能とされていたが、72年3月1日以降対非居住者債務のうち当座性債務に限り毎日平残に限定され、厳格化された。

おり)。

本措置についてブンデスバンクは、「ここ2週間の外資流入による新たな流動性の増加を相殺するために採られたものであり、これにより金融機関の流動性は30億マルク強減少することとなる」と説明している。

◇西ドイツ、最低準備制度を一部改正

ブンデスバンクは、6月15日の中央銀行理事会で最低準備制度に関する規定の一部手直しを決定、19日から実施した。

改正の主眼は、銀行が海外で受け入れた資金を海外で再放資する場合の準備率の適用を緩和した点にある。すなわち、従来金利裁定取引(海外の銀行から外貨で受け入れた資金をただちに同じ通貨で、同額、同期間、他の海外銀行に貸し付ける取引)については準備率適用除外の扱いとなっていたが、今回この適用除外対象を拡大し、非居住者から外貨で受け入れた資金を外貨のまま海外で非居住者に貸し付ける場合には広く適用外とする(受入れ先、貸付先は銀行以外でもよいほか、ただちに同額、同期間貸し付けるか否かは問わない)というものである。

同行は、国内流動性に影響を及ぼさないかぎり、本改

正によって銀行の海外活動をできるだけ容易にし、国際競争上の不利を除くことをねらったものと説明している。

◇フランス、国民経済勘定を発表

フランス政府は72年経済見通し(修正予測)と73年経済見通し(当初予測)を取りまとめ、6月6日の国民経済勘定委員会(la commission des comptes de la nation)に提出した。またこれに先立ち、INSEE(国立統計経済研究所)は71年の国民経済勘定(実績)を発表した。これらによる71~73年におけるフランス国民経済勘定の概要(実績および予測)はおおよ次のとおり。

- (1) 71年のGDP実質成長率は5.2%と、EEC諸国の同平均成長率3.4%をかなり上回った。これは、消費が70年秋以来賃金の上昇や消費者信用の拡大を背景

に増大を続け、輸出も69年フラン切下げ効果や西ドイツ等の実質切上げに幸いされ伸長したためである。

- (2) 72年のGDP実質成長率は5.3%と、当初予測(5.2%、昨年9月)に比し若干上方修正された(国別動向「フランス」の項参照)。

- (3) 73年のGDP実質成長率は5.8%を目標とする。これ

フランスの国民経済勘定

(対前年実質成長率・%)

	1971年			1972年		1973年
	当初 予測 (70.9)	修正 予測 (71.9)	実績	当初 予測 (71.9)	修正 予測 (72.6)	当初 予測 (72.6)
国内総生産	5.7	5.6	5.2	5.2	5.3	5.8
輸 入	8.7	8.2	7.0	7.2	7.5	—
合 計	6.1	5.9	5.4	5.5	5.6	—
消 費	5.1	6.3	5.9	5.2	5.5	—
うち家計	5.1	6.4	6.0	5.4	5.6	—
政 府	3.7	4.3	3.9	1.6	—	—
粗 投 資	6.6	5.7	5.8	5.6	5.5	—
うち企業	7.4	5.5	5.7	5.8	5.2	8.4
家 計	3.5	7.0	8.6	4.6	5.1	—
政 府	7.0	4.7	2.9	5.8	6.3	—
輸 出	9.5	8.7	9.5	8.1	7.1	11.6

は、主として輸出が世界景気の上昇を背景にかなりの好調を示し、また70年来減少をたどった民間設備投資も再び増大するとみられるためである。

◇フランス、貸出準備率の最高限度を引上げ

国家信用理事会は6月15日、貸出準備率の最高限度を10%から15%に引き上げる旨決定した(ただし預金準備率の最高限度は15%のまま据置き)。

本件に関し国家信用理事会では、「通貨総量の急速な増加が続いている現状にかんがみ、フランス銀行が銀行貸出の抑制を必要に応じより効果的に行ないうよう配慮した」と説明している。

◇フランス、最低賃金を引上げ

フランス政府は6月28日、最低賃金制度(45年2月号「要録」参照)に基づく時間当り賃金を現行4.10フラン(72年5月1日実施。6月号「要録」参照)から4.30フランに引き上げ、7月1日から実施することを決定した。今回の引上げは、一般賃金の上昇(労働省発表によれば時間当り賃金は年間+10.6%)に対応する分4.26フラン(当該分は例年7月実施)のほか、一般賃金との格差を縮小する分0.04フランを上積みしたもので、この結果、月間最低賃金は846フラン(注)となった。政府筋では、今後とも今回と同様の方式で引上げが行なわれれば73年末には月間1,000フランをこえることになるとしているが、労働界はこれをなお不満として一部には抗議ストに訴える向きもある。

(注) 週平均実働44.7時間として算定。

◇フランス、オペ対象物件に債券を追加

フランス政府はさる3月、準備率の引下げ等景気支持のための一連の金融措置(4月号「要録」参照)を決定した際、フランス銀行のオペ対象物件に債券を追加することを検討する旨明らかにしていたが、6月30日付け政令によってこれが正式に決定された。対象債券は、①上場債券のうちフランス銀行理事会が決定するもの、②特殊金融機関(les organismes de crédit à statut légal spécial)が大蔵大臣の認可を得て発行する中期債券、である。

なお、フランス銀行では、上記①の債券の具体的な銘柄は近々定める予定であるが、さきに中期信用手形保有率の対象に追加された債券(フランス法人の発行にかかるフランス・フラン建上場債券で、残存期間7年以内のもの。6月号「要録」参照)とほぼ同様のものとなる可能性が強いとしている。

◇フランス、預金準備率を引上げ

1. フランス銀行は7月13日、預金準備率を一律2%引き上げ、同21日から実施することを決定した(貸出準備率は4%で据置き)。

新預金準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

要求払債務

居住者に対する債務 10%(8%)

非居住者に対する債務 12%(10%)

定期性預金等その他の短期債務

居住者に対する債務 5%(3%)

非居住者に対する債務 6%(4%)

2. フランス銀行では本措置に関し、「6月初め以降の外資流入に伴う過度の流動性増加部分を吸収することをねらいとしたものである」と説明している。なお消息筋では、本措置による市中流動性吸収額は50~60億フランであるとみている。

◇イタリア、為替管理を強化

イタリア為替局は6月28日、為替市場再開にあたり、リラ切下げ不安から短期資金が国外へ流出することを抑制するため次の措置を発表し、即日実施した。

(1) 非居住者が国外から持ち込むイタリア銀行券等の代り金を、為銀の資本勘定に貸記することを禁ずる。

(2) 為銀の対外ポジションをスクエアまたは売持ちにすることを義務づける。

なお、同局は7月4日、(2)の追則として、買持ちの銀行に対し、毎日その買持ち相当額を為替局からのドル借入れ(swap)の返済にあてるよう指示した。

◇イタリア、中道連立内閣の成立

イタリアでは、総選挙後1か月半を経た6月26日、アンドレオッチ首相がようやく組閣に成功した(議会の承認は7月上旬)。新内閣は、キリスト教民主党、社会民主党および自由党の3派からなる中道右派連立内閣であり(共和党は閣外協力、社会党は下野)、閣僚の配分は、キリスト教民主党17、社会民主党5、自由党4となっている。主要閣僚は次のとおり。

首相 ジュリオ・アンドレオッチ(キリスト教民主党)

副首相兼国防相 マリオ・タナッシ(社会民主党)

外相 ジュゼッペ・メジナ(キリスト教民主党)

蔵相 ジョバンニ・マラゴジ(自由党)

内相 マリアーノ・ルモール(キリスト教民主党)

法相 グイド・ゴネツラ(キリスト教民主党)

◇オーストリアの過剰流動性吸収策

1. オーストリア大蔵省、国民銀行および市中金融機関代表は6月15日、国内過剰流動性吸収のため、次の措置を採ることを申し合わせた。

- (1) 政府は、1972年中海外での借入れ(当初28億シリングを予定)を行なわず、必要な資金調達は国内でこれを行なうこと。このため、金融機関は7月中旬に10億シリングの公債(Bundesobligation)を引き受け、政府は財政事情の許すかぎり、発行代り金を年末まで国民銀行に凍結する。
 - (2) 金融機関は、当分の間対外債務に対し通常以上の compensation balance を保有するようにすること。このため、15億シリングの対外追加投資を行なう。
 - (3) 8月2日に期限の到来する10億シリングの国民銀行売出し手形については、これを11月2日まで書換え継続する。
 - (4) 国民銀行と金融機関との間で71年8月に締結された紳士協定(71年8月13日以降の流入外貨につき、その75%を国民銀行に凍結することなど、46年9月号「要録」参照)の有効期限(72年8月15日)を本年12月末まで延長する。
2. 同国では、昨年秋までに流入した外資の大部分が滞留を続けているため、国内流動性は引き続き著しく過剰な状態にあり、これがインフレ傾向(5月の消費者物価、前年同月比+6.0%)を加速する懸念が強い。今回の申合せは、かかる過剰流動性の流出促進ないし不胎化を図ることにより、銀行信用の過大な膨張を阻止しようとするものである。

◇スイス、為替管理を強化

スイス政府は、ポンド投機に関連して同国への外資流入圧力が一段と強まった事情に対処して、6月27日、7月4日および7月5日、それぞれ通貨防衛法(46年10月号および本年6月号「要録」参照)に基づく政令を發布、一連の為替管理強化措置を実施した。なお、スイス政府が通貨防衛法に基づく政令を發布したのは今回がはじめてで、同国における外資流入防止規制は従来の国民銀行と銀行協会との紳士協定から新たな段階にはいったときされている。

政令の概要は次のとおり。

(1) 6月27日付け政令(即日実施)

イ. 証券投資等の禁止

銀行、証券会社、信託会社、その他投資に関与する個人または法人が外資よりスイスの内国証券、スイス・フラン建の外国証券および国内土地に設定

された抵当証券に投資すること、ならびに代理人または仲介者として上記の投資に関与することを禁止する(注)。

(注) 少なくとも80%以上の資産を外国に投資しているスイス国内投資信託受益証券への応募、または少なくとも80%以上の資産を外国に投資しているスイス国内持株会社の株式への応募については適用除外。さらに、証券会社が外国人からスイスの内国証券およびスイス・フラン建の外国証券を購入し、または外国人保有証券の償還期限到来に伴い外国人勘定のため資金を回収した場合には、当該月内に限り、上記購入または回収金額の範囲内で、外国人勘定でスイスの内国証券およびスイス・フラン建の外国証券を取得することができる。

ロ. 土地取得の禁止

非居住者によるスイスの土地取得を目的とした法律行為を禁止する。

(2) 7月4日付け政令(3日にそ及実施)

イ. negative interest の導入

(イ) スイス国内の金融機関は、スイス・フラン建非居住者債務の本年6月30日現在の残高をこえる増加分につき、顧客から四半期当り2%の commission を前払いで徴収する(注)。

(ロ) 上記金融機関は顧客から徴収した commission を1か月分ずつまとめて翌月10日までにスイス国民銀行に払い込む。この資金の用途については、連邦政府が決定する。

(注) commission は1か月の平残により計算され、1か月ごとに徴収する。commissionの徴収を免除する増加額の限度を10万スイス・フランとする。

ロ. 昨年8月16日以来、国民銀行と銀行協会との間の紳士協定によりすでに実施中の非居住者債務に対する付利禁止措置(46年9月号「要録」参照)を政令による禁止措置に切り替え、適用対象を全金融機関に拡大し、新たに適用対象に加えられた金融機関については昨年7月31日の残高をこえる部分について付利禁止とする。

(3) 7月5日付け政令(即日実施)

イ. 国外における資金取入れに関する認可制の導入

居住者は、個人、法人を問わず、国外で資金を取り入れる場合には、国民銀行の認可を得なければならない。国民銀行は認可を与えるにあたり、当該資金取入れが国内通貨量に与える影響を考慮しなければならない。ただし、以下の場合は認可を要しない。

(イ) 国内銀行による取入れ(銀行の国外債務は最低預金制度等により別途規制されているため)

(ロ) 同一人の年間1百万スイス・フランまでの取入れ

(ハ) 貿易、貿易外取引に直結した通常の商慣習によるもの

ロ. 非居住者債務に対する最低預金制度の強化

スイス国内の銀行でバランス・シート残高20万スイス・フラン以上のもの(注1)は、1971年7月31日以降の非居住者債務の増加に対し、最高率90%(注2)までの最低預金を国民銀行に保有しなければならない。

(注1) 本政令により、非居住者債務の増加額に対する準備率の適用対象銀行が従来の紳士協定参加行から全金融機関に拡大されるとともに、従来の適用先が「対外債務残高」20万スイス・フラン以上であったのが、「バランス・シート残高」20万スイス・フラン以上のものに拡大され、これによりほとんどの金融機関が対象に組み入れられることとなった(その数はおよそ400)。

(注2) 従来の紳士協定に基づく準備率は、昨年8月発足時100%であったが、3月以降50%に引き下げられていた。

ハ. 銀行の対外ポジションに対する規制

各銀行は毎日営業終了時において、その対外債務残高合計額を対外債権残高合計額でカバーしていなければならない。ここでいう債権・債務には先物取引も含まれる(総合持高でスクエアにさせる趣旨)。

◇ベルギー、新平価等を決定

ベルギー議会はこのほど、昨年12月の多角的通貨調整により決められたベルギー・フランのセントラル・レートに対応する新平価(1ベルギー・フラン=純金0.0182639グラム、切上げ率2.76%)を定める法案を可決した(下院6月3日、上院同22日)。もっとも、EEC諸国はさきに新平価設定につき統一歩調をとることを約している関係から、本国政府の対IMF通告はまだ行なわれていない。

なお、上記法律に盛り込まれた条項により、政府は今後議会の事前承認なしに平価を変更できることとなった。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国民銀行は6月27日、公定歩合を1%引き上げ(7.0→8.0%)、28日から実施する旨を発表した。

本措置の趣旨に関し同行は、「最近の国際通貨不安にかんがみ、デンマーク政府は28日の為替市場再開にあたりEEC縮小変動幅から一時離脱するとともに、政府支出の削減等を通ずる引締め政策を採ることを決定した。本行としても、デンマーク・クローネを防衛する措置の一環として公定歩合の引上げに踏み切ったものである」と説明している。

◇南アフリカ共和国、ラントの変動相場移行を決定

南アフリカ共和国政府は6月30日、南ア・ラントを英

ポンドの変動相場移行後も英ポンドに引き続きリンクさせることとし、今後当分の間第3国通貨に対するラント相場が、公表された変動幅をこえて変動することがありうる旨を発表した。

本措置は、①南アと英国とが密接な通商金融関係にあること、②昨年12月の南ア・ラントの切下げにもかかわらず經常収支がまだ赤字を脱していないこと、などを配慮したものである。なお、南ア政府は、英国政府同様、可及的すみやかにIMF平価を中心とする正常な為替変動幅維持に復帰する意向である旨付け加えている。

(注) 南ア・ラントは、昨年8月23日、ポンドの対ドル上方フロートに伴いポンド・リンクからドル・リンクに変更されたが、同年12月21日、平価大幅切下げ実施と同時にポンド・リンクに復帰していた。

アジア諸国

◇韓国、1972年第1四半期の国民所得勘定の動向

韓国銀行は5月30日、本年第1四半期(1~3月)の国民所得勘定(暫定推計)の動向を発表した。これによると、69年末以来の引締め政策の効果浸透による設備投資・消費需要の不振を背景に、鉱工業生産の伸び率が著しく鈍化したほか、ウォン為替相場的大幅下落(72年3月まで1年間の対米レートの下落率16.8%)の影響もあって輸出伸長・輸入停滞の傾向が顕著である。

韓国の国民所得勘定

(単位・%)

		1972年第1四半期	前年同期
G N P	農 林 漁 業	12.6	6.3
	鉱 工 業	8.9	22.9
	建 設 業	△ 2.7	9.6
	社会間接資本	8.5	13.6
	そ の 他	4.1	15.3
		6.7	16.7
G N E	個人消費支出	9.8	11.3
	政府の財貨・サービス經常購入	4.4	5.9
	国内総固定資本形成	△ 10.4	11.5
	輸出と海外からの所得	25.5	19.4
	うち 商品 輸 出	36.9	23.1
E	輸入と海外への所得	3.4	19.2
	うち 商品 輸 入	0.1	20.9

(注) 1. 65年不变価格による前年同期比増減率。
2. △は減。

◇台湾、公定歩合等を引下げ

台湾の中央銀行は7月1日、次のとおり公定歩合なら

びに市中預貸金利の全面的な引下げを実施した(年利・%)。

公定歩合	新レート	旧レート	(引下げ幅)
手形再割引	8.50	9.25	(0.75)
担保貸付			
国債担保貸付	9.50	10.25	(0.75)
その他担保貸付	9.25	10.00	(0.75)
当座貸越	11.25	12.00	(0.75)
市中金利			
貸出			
手形割引	10.00	10.75	(0.75)
担保貸付	11.25	12.00	(0.75)
無担保貸付	11.75	12.50	(0.75)
預金			
定期預金			
1か月もの	5.25	5.50	(0.25)
3か月もの	6.25	6.50	(0.25)
6か月もの	7.25	7.75	(0.50)
9か月もの	7.75	8.25	(0.50)
貯蓄預金			
要求払(1人当り限度6万元)	5.00	5.50	(0.50)
1年もの	8.75	9.25	(0.50)
2年もの	9.00	9.50	(0.50)
3年もの			

(注) 輸出前貸(中央銀行6.5%、市中銀行7.5%)と通知預金(1.5%)、普通預金(1.25%)は据置き。

今回の引下げ措置は、①最近の国際金利水準の著しい低下傾向にかんがみ、国内金利水準をこれにさや寄せすること、②銀行の預貸金利差を縮小して、その経営合理化を促進すること、③台湾をめぐる国際政治情勢の悪化を背景に冷却が懸念される民間の設備投資意欲を刺激すること、などをねらいとしたものとみられる。

◇香港、為替基金の借入れ限度額を引上げ

香港政府は6月21日の立法議会(Legislative Council)で、為替基金(Exchange Fund)の借入れ限度額(=民間保有英ポンドの価値保証限度額)を現行60億香港ドルから70億香港ドルに引き上げる旨決定した。

この措置は、近年、数次にわたる借入れ限度引上げ(注)にもかかわらず、短資流入により、民間保有英ポンドが増加し、6月中旬には借入れ残高が58.5億香港ドルと限度に接近したために採られたものである。

(注) 近年における借入れ限度額の変更(単位・億香港ドル)

1968年7月30日	0.3→15.0
12月5日	15.0→30.0
70年6月4日	30.0→35.0
10月2日	35.0→40.0

71年5月26日	40.0→50.0
11月17日	50.0→60.0
72年6月21日(今回)	60.0→70.0

◇香港、香港上海銀行、マーチャント・バンクを新設

1. 香港上海銀行は、このほど同行全額出資のマーチャント・バンク(Wardly Ltd. 資本金1億香港ドル)の設立を決定した。香港におけるこの種金融機関の設立は、昨年1月のチャータード銀行等による Schrodgers and Chartered Ltd. に次ぐものであり、アジア地域の金融業の新しい動向として注目されている。

主要業務は概略次のとおり。

- (1) アジア地域、とくに香港における有望企業の株式・社債発行に関する技術的アドバイスおよび引受け。
 - (2) 企業の合併・吸収に関するアドバイスおよび仲介。
 - (3) 香港から他のアジア地域へ進出する企業へのアドバイスならびに取引先および提携相手企業の紹介。
 - (4) 海外への進出企業に対する金融機関の紹介(主として同行各支店、必要に応じてロンドンのユーロ・ダラー取引銀行)。
2. 同社設立の理由として、香港上海銀行では最近のこの種業務の急増に対処するためとしているが、米ドル為替相場先行き下落を見越して米ドル建の中・長期資金借入れを希望する企業が増加していることから、投資専門金融機関の新設によりドル建取引を自由に行なうこととみる向きもある。

◇南ベトナム、為替レートを小幅切下げ

南ベトナムは、国際収支の悪化に対処するため、4月28日の切下げ(5月号「要録」参照)に続き6月18日、為替レートを5ピアストル(1.2~1.7%)切り下げ、次のとおりとした(単位・1米ドル当りピアストル)。

	新レート	旧レート	
輸出・貿易外	425	420	
輸入	一般物資	425	420
	米国援助物資	290	285

◇マレーシア・シンガポール・ブルネイ、英ポンド・リンクを離脱

マレーシア、シンガポール、ブルネイの3国は、英ポンドの変動相場移行に伴い、6月24日為替市場を閉鎖、マレーシアは同日、シンガポールは翌25日、ブルネイは26日、それぞれ介入通貨を従来の英ポンドから米ドルに変更する旨発表した。マレーシア、シンガポールの両国は、26日金平価を維持する旨、またブルネイを含む3国

は相互間の通貨等価交換協定を変更しない旨それぞれ決定し、28日に市場を再開した。

3国は、貿易、外資両面にわたり対英依存度が低下しているうえ、今般の英ポンドの変動相場移行ならびに英国のスターリング地域に対する直接投資規制に直面して、スターリング圏離脱の動きをみせるに至ったものである。

なお、クウェートも、24日市場を閉鎖、同様に英ポンド・リンクを米ドル・リンクに変更した。

◇インドネシア、預貸金利を引下げ

インドネシア中央銀行は5月31日、商業銀行の預貸金利を次のとおり引き下げた(同時に月利建を年利建に変更)。なお、公定歩合は商業銀行貸出金利の2分の1。

預貸金利

12か月以上	年18%	(従来年24%)
6か月	15	(〃 21)
3か月	12	(〃 18)
3か月未満	9	(〃 12)

貸出金利

カテゴリーⅠ

食糧輸入資金	年6%	(据置き)
肥料の輸入・販売資金等	12	(〃)

カテゴリーⅡ

養鶏資金	15	(従来年18%)
ゴムの生産・開発資金、 たばこの輸出資金	18	(〃 24)

カテゴリーⅢ

輸出品の生産資金	21	(〃 27)
一般輸出資金、重要9品 目(注)の生産販売資金等	24	(〃 30)

カテゴリーⅣ

商業、その他上記Ⅰ～Ⅲ に該当しない資金	24~30	(〃 30~48)
-------------------------	-------	------------

(注) 重要9品目とは、米、砂糖、食用油、塩、塩漬魚類、灯油、せっけん、指定繊維品、ろうけつ染製品。

同国は、経済の安定化と国内預金の急増(71年末残高2,534億ルピアと年間6割増)を背景に、頃来の高金利を是正する見地から、今回預貸金利をほぼ全面的に引き下げたもの。

◇インド債権国会議の開催

インド債権国会議は6月14、15の両日、パリにおいて世銀主催により開催された(米国、日本、西ドイツ、英国など13か国が参加)。

同会議で、インドは72年度分(72年4月~73年3月)と

して前年度並みの援助額(10億ドル)を要請したが、米国のドル防衛措置の影響や同国が別途債務救済を求めている事情などから、約束額は9.5億ドルと要請額を下回った。

なお、債務救済(本年度返済予定額5億ドルのうち、2億ドルの1年間繰延べ)の要請については、世銀は繰延べ額の3分の2は各債権国が援助実績に比例して負担し、残り3分の1は援助条件の悪い国が、それぞれ無利子で肩代わりするよう提案したのに対し、一部の国が強硬に反対したため合意が成立せず、近く開催予定の次回会議に持ち越された。

◇パキスタン債権国会議の開催

パキスタン債権国会議は5月26日、パリにおいて世銀主催のもとに開催され(米国、西ドイツ、日本など11か国が参加)、同国経済再建の前提となる債務救済、援助再開等につき次のとおり合意をみた。

(1) 債務救済

71年7月~72年6月の返済予定分234百万ドルを無利子で73年6月末まで繰り延べる。

(2) 援助再開

71年6月以降実行が見送られていた約束済み援助額(注)500百万ドルについては、ただちに支出を開始する。

(3) 新規援助は今秋開催予定の債権国会議で検討する。

今回債務救済問題などが一応解決をみた背景には、同国が大幅な平価切下げ(5月11日、切下げ率56.7%)などにより経済の建直しを図っていることが好感された事情もあるといわれる。

(注) パキスタンは、71年6月以降一方的に債務返済を停止したうえ、印・パ紛争が国際問題化したため、援助国は同国への援助の実施を見送ってきた。

◇イラク、石油会社を国有化

イラク政府は6月1日、同国最大のイラク石油会社(I P C)(注)を即日国有化する旨発表した。

本措置の概要次のとおり。

- (1) 政府は、国営のイラク石油会社(Iraq Co. for Oil Operation)を新設し、接收石油会社の経営に当たらせる。
- (2) 政府は、I P Cの株主に対する補償金として、簿価で資産負債を相殺した純資産額から64~70年間の未収利権料(約2.5億ドル、鉱区紛争からI P Cが支払を停止)を差し引いた額を支払う。
- (3) I P Cに雇用されていたイラク人の職場離脱を禁止する。

今回の措置は、IPCが本年3月以降産油コストの上昇を理由に生産を半減させ、同国財政(過半を石油収入に依存)を大きく圧迫するに至ったうえ、政府が強く要求していた増産もしくは採掘権引渡しを拒否したため採られたものであるが、ソ連が石油技術・販売両面にわたり援助を約したこと(6月7日、イラク・ソ連経済協定正式調印)も見のがせない背景といわれる。

(注) IPCは、ブリティッシュ・ペトロリアム(英)、フランス石油(仏)、ロイヤル・ダッチ・シェル(英・蘭)、モービル(米)、スタンダード・O. J. (同)のメジャー5社の出資(出資比率計95%)による合弁会社で、産油量(71年)はイラク全体(世界第8位)の6割強を占めていた。

共産圏諸国

◇ソ連、ルーブルの対英ポンド為替レートを切上げ

ソ連はポンドの変動相場移行に伴い、7月1日、ルーブルの対英為替レートを1ポンド当たり2.15ルーブルから2.03ルーブルへ5.58%切り上げた。同時に米ドル、フラ

ルーブルの対主要国為替レート

(単位・ルーブル)

	単 位	新 (7/1)	旧 (6/1)	切上げ、 切下げ (△)率・%
英 国	1ポンド当り	2.03	2.15	5.58
米 国	100ドル当り	82.00	82.30	0.36
フランス	100フラン当り	16.40	16.45	0.31
日 本	1,000円当り	2.74	2.72	△ 0.74

(注) 西ドイツ・マルク、イタリア・リラは、これまでと変わっていない。

資料：イズベスチャ7月2日号。

ンス・フラン、日本円等に対する為替レートにも、実勢を勘案した若干の調整を加えた。

ルーブルの主要国通貨に対する為替レートは、ゴスバンク(国立銀行)当局が各該通貨の西側市場における相場実勢を勘案し、毎月初めに決定・発表している。

◇モンゴル、1971年の経済実績を発表

モンゴルの内閣中央統計局は、さきごろ第5次5か年計画(71~75年)の初年度にあたる71年の経済実績を発表したが、これによると、穀物の生産が戦後最高の豊作をみたほか、鉱工業生産も計画を上回るなど、新5か年計画はまずは順調なすべり出しをみせた。

- (1) 農業生産……農業投資の増大(機械化、井戸・畜舎増設等、畜産部門とあわせ前年度比+25.3%、国内総投資は同+2.7%)に加え天候にも恵まれて反当り収量が増大し、小麦等穀物の収穫量は戦後最高の414千トン(前年比+26.8%、66~70年間平均年収246千トン)に達した。
- (2) 畜産……国家による畜産物の調達計画目標を0.2%超過したが、家畜保有頭数の年間増加は0.4%にとどまり、計画目標(+2.8%)は達成できなかった。
- (3) 鉱工業生産……農・畜産物の豊富な供給にきさえられて食品工業が好伸するなど、建設資材関係以外は順調で、鉱工業生産は前年比8.5%増加し、同年の計画目標を0.9%超過した。なお、同部門では、労働生産性が前年比10.2%増と大幅に上昇し、製品コストは前年比1.7%低下した。